

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	7-2
処分の種類	引取業者の登録取消等			
根拠法令条例等・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条			
処分の概要	引取業者に対し、登録を取消する、あるいは期限を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	1 行政処分の基準は別表のとおりとする。 2 別表に定める処分事由(以下「違反行為等」という。)が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が6月を超えるときは取消処分とする。 ※行政処分の基準(別表)は別紙			
基準の根拠	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の取扱要領 (平成17年7月1日付け17廃第187号)			